

4

歴史のなかの人

岡田 靖雄

青柿舎(精神科医療史資料室)

医療史・医学史は、人物史→施設史→病人史、病気の社会史とすすんできたといわれる。人物史は、医学・医療におおきな功績をあげた人をたたえる偉人伝である。追悼文集もだいたいはその類いで、故人を賛美文におおいかくして、その人の問題点や性格さえもみせないものがおおい。

いま自分がかいてきたものをふりかえるとき、精神科の法制史、施設史、社会史、用語史、人物史にわたるが、人物史がもっともおおい(法制史は、最初にあげた分け方だと、施設史にならぶ地位をしめるだろう)。人物史の対象としたのは、呉秀三、森林太郎、富士川游、榎田五郎、榊俣、來住彌次郎、島邨俊一、清水耕一、尼子四郎、藤浪鑑、暉峻義等、齋藤茂吉、黒澤良臣、早尾弐雄、内村祐之、津川武一、立津政順などである。その際、その人の正面だけでなく、側面までえがいて、賛美にはおわらぬようにしてきたつもりである。齋藤茂吉のばあいは、かれがあからさまな手紙、日記をのこしていたこともあって、その裏面にかなりせまることができた。

「歴史をあむということ」(日本医史学雑誌第63巻第3号、2017年)の後半は、長年つみためてきた小片をくみためた内村祐の像にあてられている。日本では神経学(neurology)が本来の“神経学”を名のれずに、“神経内科学”(脳神経内科学)を名のらざるをえなくなっている。これは内村が“精神神経学会”に固執したためである。他人にゆずれない内村の性格が、精神医学と神経学との断絶をまねいたのである。

呉秀三が私宅監置論文で“此邦ニ生マレタルノ不幸”というはげしい批判の文章をかいたのは、幕末から明治初期にかけて洋学の尊重←→弾圧の嵐にもまれた箕作一族の家風からでたものだろう。国立精神衛生研究所があるのに1978年国立武蔵療養所に神経センター(現在の国立精神・神経医療研究センター)ができたのは、日本精神神経学会理事長であった秋元波留夫(のち武蔵療養所所長)の内容納得により1965年の精神衛生法改正が可能になったことにつき、担当技官であった大谷藤郎が秋元に恩義を感じていたからである。大学闘争時における東京大学精神科ならびに日本精神神経学会の混乱は、教授臺弘の性格にむずびついている面がおおきい。

このようにみてみると、人物史は医学史・医療史のおおきな動きに関連していることがすくなくないのである。人物史の意義はみなおされてよい。

さて、自分のことになると、上記の人たちにくらべると、はるかにちいさな存在であるが、ライシャワ大使刺傷事件につづく精神衛生法改悪阻止、保安処分制度新設反対、大学闘争、精神神経学会改革にあたってきた。前2点についてはいちおうの総括はできたが、後2点については十分な総括ができていない。

いま直面しているのは、優生保護法の問題である。1962-63年に松沢病院の女慢性開放病棟の患者一人の優生手術を申請し、手術助手をつとめた。同法への加担者として名前をだしている精神科医は一人だけである。このただ一人の加担者としてなにをなすべきか。

じつは、1964年にだした編著『精神医療 精神病をなおせる』(勁草書房)では、精神病を遺伝性ときめつけて差別をあおっている優生保護法の問題をいちやく指摘した。とくに、同法の前身である国民優生法の歴史をおってきた。国民優生法制定時には、少数ながら精神科医のあいだからはげしい反対の声があがった。ところが優生保護法制定に対しては精神科医は無反応であった。この違いはどうしたことか? この点を解明することこそが、歴史する加担者として優生保護法史にいきる自分の責務だと感じている。